

令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業委託業務 仕様書

1. 委託業務名

令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業委託業務

2. 業務期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

3. 趣旨・目的

旅を「目的」とする考え方から、趣味や自己実現を体現する「手段」に旅行者のニーズが変化している。本県においては、各地特有の食や文化が生まれた背景、伝統を受け継いできた技術に触れる旅を「兵庫テロワール旅」と定義し観光ブランディングを進めている。

神戸空港国際線チャーター便運航開始を契機に、神戸・兵庫に多くの観光客が訪れることが想定される中、多くの誘客を図るため、兵庫デスティネーションキャンペーンの経験やひょうごフィールドパビリオンを踏まえた新規コンテンツを造成するとともに、これまで造成してきた観光コンテンツのうち、ブラッシュアップによりインバウンド観光客に対する兵庫のキーコンテンツとなりうる観光資源を育て上げ、造成後の販売を見据えたコンテンツ造成事業を実施・展開する。

4. ターゲット

知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する国内外の旅行者

5. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する「令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」コンテンツ造成事業」において、以下の業務を委託する。

【参考】

過去に本事業で造成したコンテンツパンフレット（PDF）

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/feature/explore>

ひょうごフィールドパビリオン登録リスト

URL：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/list/>

兵庫デスティネーションキャンペーン

URL：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/experience/page>

観光本部と協議のうえ、兵庫デスティネーションキャンペーン（兵庫 DC）やひょうごフィールドパビリオン等で造成されたコンテンツ、観光本部が過去造成したコンテンツ、地域の特色を活かした新たな体験型コンテンツの中から、国内外の旅行会社が安心して送客出来る本事業への参画観光事業者及びコンテンツを選定する（新規造成、既存コンテンツの磨き上げ併せて10コンテンツ）。また、企業の報償旅行や富裕層向け、そこでしか体験できない特別な体験プランを発掘し、「兵庫テロワール旅」の定義を踏まえ磨き上げをおこなう。

(参考) 兵庫テロワール旅の定義

- ① 地域に根差した「食」や「文化」であること（歴史を有しているか、地元の資産として地域に広く浸透しているか、『兵庫らしさ』や『兵庫五国の地域特性』を包含していること等）
- ② 対象となる「食」や「文化」が生まれた理由や『ルーツ』・背景を知ることができること（風土、土壌、気候など自然環境的背景、もしくは、人の活動や文化の交流など社会的背景）
- ③ 生産者、料理人、職人など『人』や『技術の伝承』の魅力を感じることができること
- ④ 地域資源の持続可能性（世界が取り組む SDGs の目標や後継者づくり）を意識した取組がなされていること
※SDGs のうち⑭海の豊かさ／⑮陸の豊かさを守ろう、⑫つくる責任つかう責任を特に意識
- ⑤ 観光客を受け入れる体制（ソフト／ハード面、他コンテンツとの連携等）が整備されていること

(1) コンテンツの開発

観光本部と共に、県民局・県民センター、各地域 DMO・観光協会及び県内市町（必要に応じて）と連携し、新規造成、既存コンテンツの磨き上げを含め本事業に参画する観光事業者を発掘する。また、受託者は観光事業者のコンテンツを旅行会社で販売できるように安全や安心を担保出来るかの条件整備をおこない、(4) 現地指導の内容を踏まえてコンテンツを造成する。

(2) 現地（ヒアリング）調査

現地（ヒアリング）調査（20 件程度。観光本部と協議のうえ決定する。）を行い、調査内容を報告書にまとめ精査ポイントを明確にした資料を作成する。

各事業者には主旨をきちんと説明して当本部から委託を受けて事業を進めていることの理解を得ること。

(3) 造成にかかる検討

(2) の現地調査の結果について、観光本部が指名した専門家等から意見を聴取し、対象コンテンツの選定について検討する会を 2 回設け、新規・磨き上げ合わせて 10 コンテンツを選定する。

会場については、観光本部と協議の上、受託者で手配、費用負担すること。

(4) 現地指導

選定したコンテンツを、より「兵庫テロワール旅」のコンセプトに合った魅力的な観光資源とするため、観光本部が指名した専門家等が現地を訪れ、対象コンテンツについて助言指導を行う（3 回）。

※現地指導に必要な交通手段、宿泊、食事等は受託者で手配、費用負担すること。

※受託者は、観光業に知見を有した者を同行させ、コンテンツ事業者にアドバイスをを行うとともに、指導内容を取りまとめ、コンテンツ事業者にフィードバックを

行うこと。

(5) インバウンドの受入れの手法

本事業参画事業者におけるインバウンドの受け入れ体制について詳細を確認すること。

【想定されるインバウンド受入対応例】

- ・多言語対応が可能（常時・予約時）
- ・通訳ガイド同行に限る
- ・翻訳機による対応
- ・OTA 登録販売の可能性について等

(6) BtoB 向けファムツアー

海外（主にひょうご新観光戦略における重要ターゲット国：米国、台湾、香港、シンガポール）に販路を持つ国内旅行会社のツアー企画担当者等をモニターに選定し、ツアーを実施する（KPI：1泊2日×3回・延べ6社）。ツアー実施内容については、観光本部が指名した専門家の意見を踏まえること。

参加者に当日配布できるコンテンツの情報を入れ込んだタリフのたたき台を準備すること。

ファムツアーでは、アンケート調査を実施し、結果を集計・分析した後、コンテンツ事業者にフィードバックを行い、コンテンツのブラッシュアップに繋げる。また、コンテンツのみならず、観光地・昼食場所・宿泊施設なども含め、ストーリー性を重視したツアーを提案すること。

ツアーの改善に繋げるため、ファムツアー実施時に旅行会社との意見交換の時間を設けること。

(7) コンテンツ作成における最終調整

ア タリフの作成

上記(1)～(6)の取組を踏まえ、コンテンツの内容、料金、受付、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ取りまとめ、下記項目をタリフとして取りまとめる。

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同意の別）、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（作れるもの、個数、受け取り方法）、インバウンド受け入れ手法等

〔注〕言語については日本語、英語、中国語繁体字の3種類とする。

イ 補足資料の作成

コンテンツの内容を写真や画像を使用しながら視覚的に魅力が伝わる補足資料を

作成する。

デザインについては、観光本部の意見を聴取のうえ、決定すること。

補足資料の言語は日本語、英語の2言語とする。

(8) その他ポイント

上記(1)～(7)までのタリフの項目について、自主的な提案があれば追加すること。

英語、中国語繁体字の作成においては、同言語を母国語とする人員を充てること。

(9) OTA 登録について

作成した10コンテンツをテーマごとに分類し、親和性の高い海外OTAに登録し、販売増につなげる。

販売増につながるPR手法については提案すること。(KPIは5コンテンツとする)

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、実績結果等を記載した「事業完了報告書」と作成したタリフ・販促用資料のデータを観光本部に提出しなければならない。

ア 事業完了報告書

業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数等

イ コンテンツタリフ

1コンテンツあたりExcel 1シートに記載したもの

※電子データは、Excel データに加え、PDF形式で納品すること。

ウ 補足資料

パワーポイント形式とし、日本語、英語の2言語で作成すること。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 提出期限

ア 事業報告書、ウ 補足資料は令和8年1月30日(金)午後5時00分まで

イ コンテンツタリフは令和8年1月9日(金)午後5時00分まで

7. 委託料の上限額

委託料の上限額は、8,000千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

8. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

9. 留意事項等

(1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行につ

いて委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(3)受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。

(4)受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5)委託契約の締結

ア 契約に関する事務は委託者で行う。

イ 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

ウ 契約条項は、委託者において示す。

エ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

(6)契約の解除

ア 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

イ 上記アにより契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7)委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(8)受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

(9)本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10)受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(11)再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、観光本部が承認した範囲の業務を第

三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。